

社会福祉法人恵泉会役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵泉会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、鶴岡市の職員並びに当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表第1の定めるところによる。

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催日並びに監事による監査及び入札立会の日、月額支給の場合は社会福祉法人恵泉会正規職員給与規程第4条に定める給与の支給日に準じるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等には、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。ただし、鶴岡市の職員並びに当法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、旅費規程第10条車賃を準用する。

(支給日)

第7条 費用弁償の支給日は、第4条による支払い事由の発生した日とする。

附　　則

この規程は、平成29年1月25日に制定する。

本規程の制定に伴い、社会福祉法人恵泉会役員及び評議員報酬規程は廃止する。

附　　則

平成29年6月27日一部改正、平成29年4月1日に遡及して施行する。

附　　則

令和 5 年 3 月 24 日一部改正、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 報酬額 | 基 準 |
|------------------------|----------------|---|
| 評議員 | 日額 6,000円 | 正規職員の給与規程第11条別表1中、総合職群経営職の下限基本給に、同規程第17条別表7-1の管理職手当上限額に0.5を乗じた額を加え、それに12月を乗じ、52週で除し、さらに40時間で除して得た額を1時間当たりの報酬額とする。 |
| 理 事 | 日額 7,000円 | 理事・監事は1時間あたりの報酬額に4時間を乗じて得た額 |
| 監 事 | 日額 12,000円 | 評議員は1時間あたりの報酬額に3.5時間を乗じて得た額 |
| 評議員選任 ・解任委員 入札立会 | 日額 5,000円 | 監事監査は1時間あたりの報酬額に7時間を乗じて得た額 評議員選任解任委員、入札立会は1時間あたりの報酬額に3時間を乗じて得た額 |
| 理事長 | 月額 140,000円 | 上記の1時間あたりの報酬額に80時間を乗じた額 |
| 常務理事 | 月額 247,200円 | 正規職員の給与規程第11条別表1中、総合職群管理職1級の下限基本給額。ただし、1週間の所定勤務時間が40時間未満の場合は、左記の報酬額を1週間あたり所定勤務時間数の40時間で除して得た額に従事時間を乗じて得た額 |